

下村木児童公園マネジメントプラン

下村木児童公園の管理運営、整備等の取組方針

令和 4 年 3 月
魚 津 市

目次

1. 公園の概要	
(1) 概要	1
(2) 立地状況	2
(3) 用途地域	3
(4) 避難所の指定	4
(5) 周辺施設の立地状況	5
2. 公園施設の現況	
(1) 遊戯施設	6
(2) 植栽	8
(3) 便益施設	9
(4) 休憩施設	10
(5) 広場	10
3. 占用・設置許可の状況	11
4. 公園利用状況	
(1) 行為の許可、イベント等の実施状況	11
(2) その他の利用状況	11
(3) 利用上の課題	11
(4) 利用者の傾向	12
5. 公園の将来像と取組方針	
(1) 目指すべき姿	13
(2) 取組方針	13
6. 公園の管理運営	17

1. 公園の概要

下村木児童公園は、魚津市最初の都市公園です。昭和 31 年 1 月 27 日建設省告示第 165 号にて都市計画決定を受け施設整備が行われましたが、同年 9 月の大火により被害を受け、公園敷地は火災復興労務者の宿舍等に使用されました。昭和 45 年に交通安全教育センター補助金により整備が行われ、広く児童の交通安全教育に利用されていましたが、平成 7 年から全面整備を行い現在の形になっています。

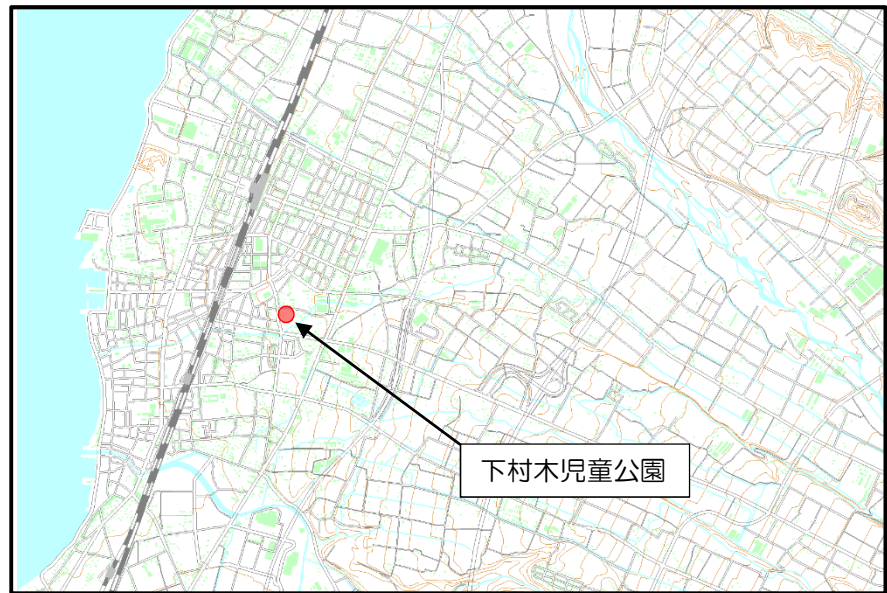
(1) 概要

供用開始年度	昭和 46 年度 (魚津市都市公園条例施行日 昭和 46 年 4 月 1 日)
公園名称	下村木児童公園
公園面積	1,715㎡
所在地	魚津市下村木 3522 外
公園種別	街区公園
都市計画決定	昭和 31 年

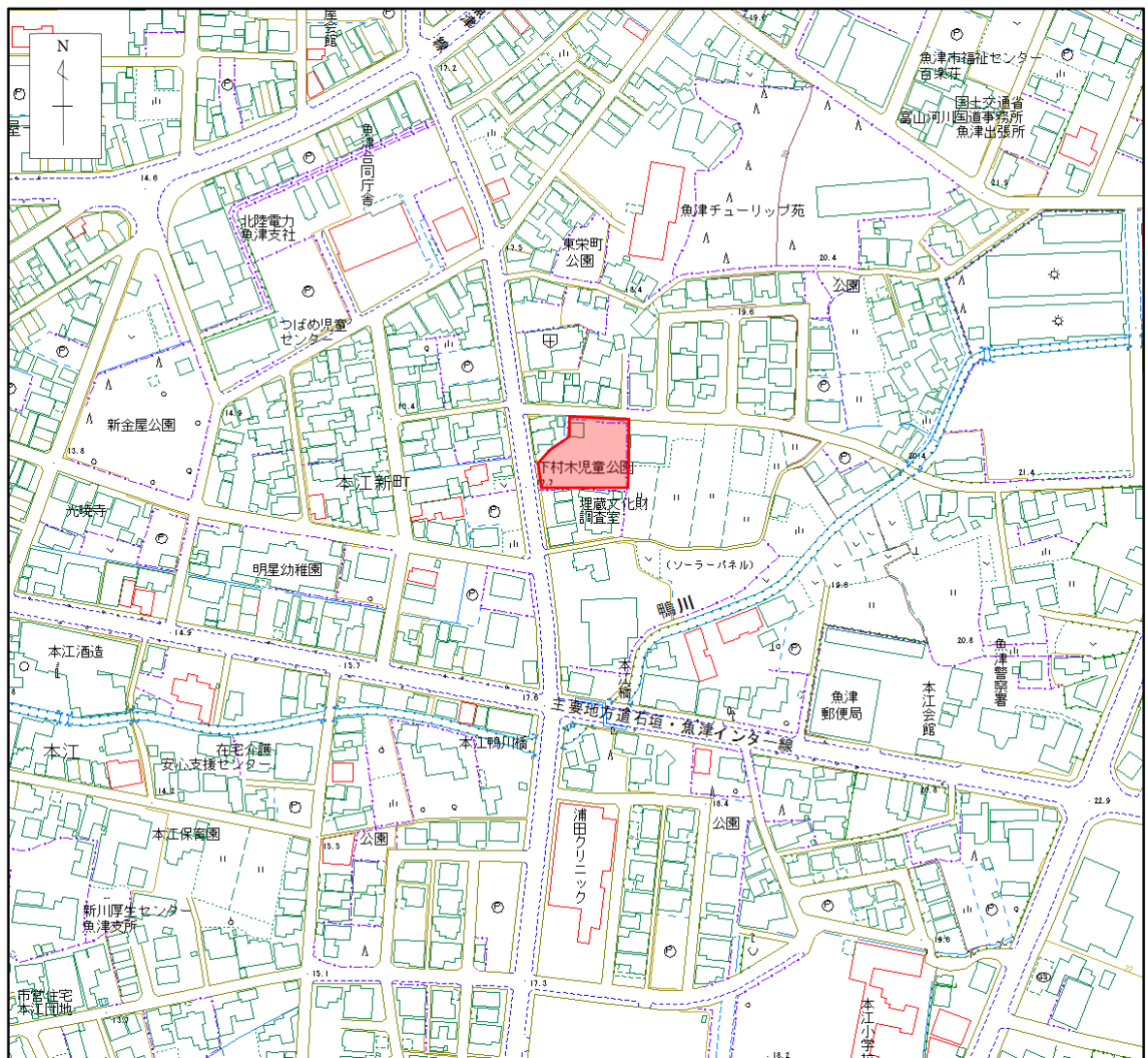
公園航空写真 (2500 分の 1)



(2) 立地状況
位置

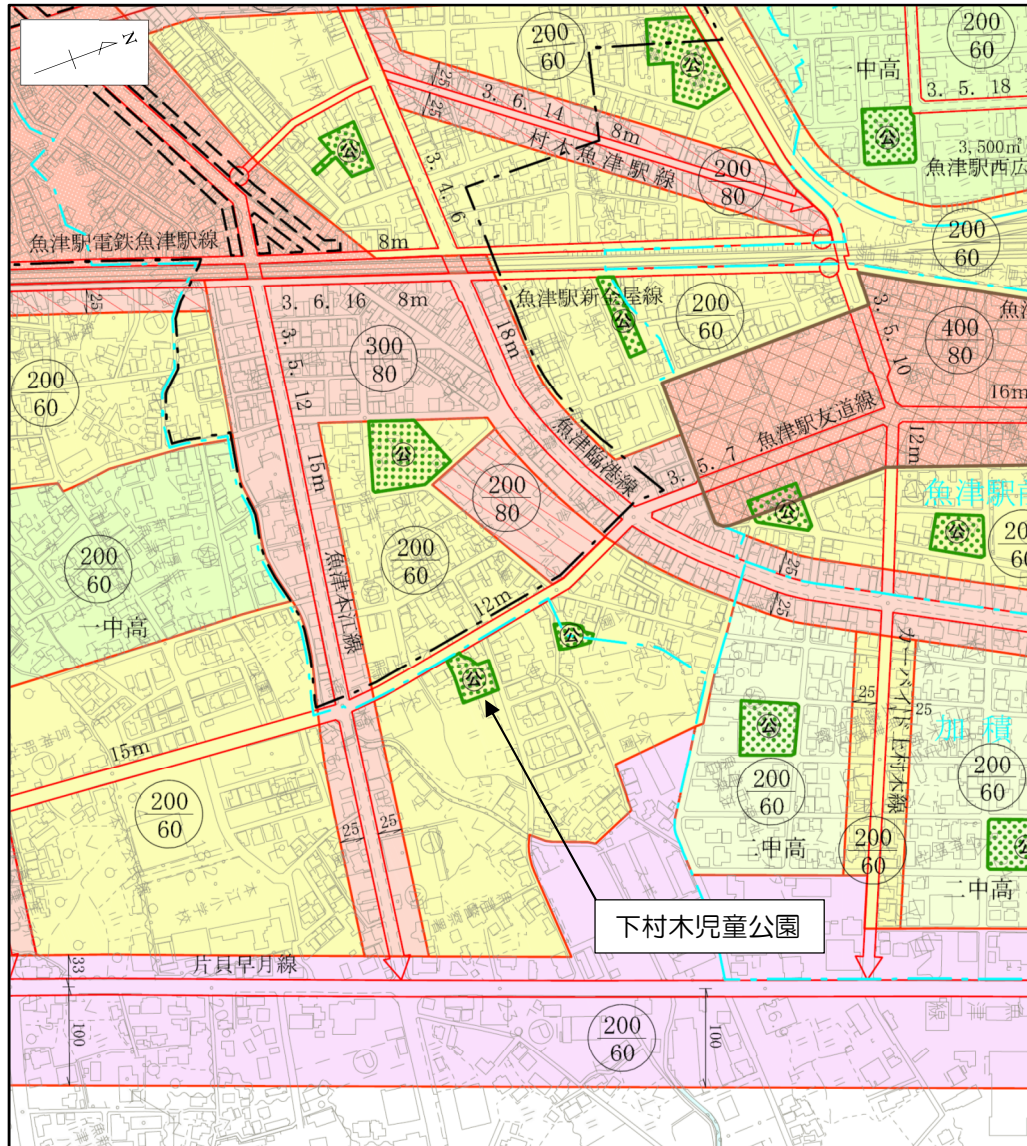


周辺位置図（4000分の1）



(3) 用途地域

下村木児童公園は、都市計画法による第一種住居地域に位置し、公園周囲も同地域に指定されています。公園前面は近隣商業地域間を結ぶ都市計画道路である市道魚津駅友道線に面しています。



※第一種住居地域

解説：住居の環境を保護するため定める地域。

床面積が 3,000 m²を超える店舗や事務所等の立地が制限されます。

※近隣商業地域

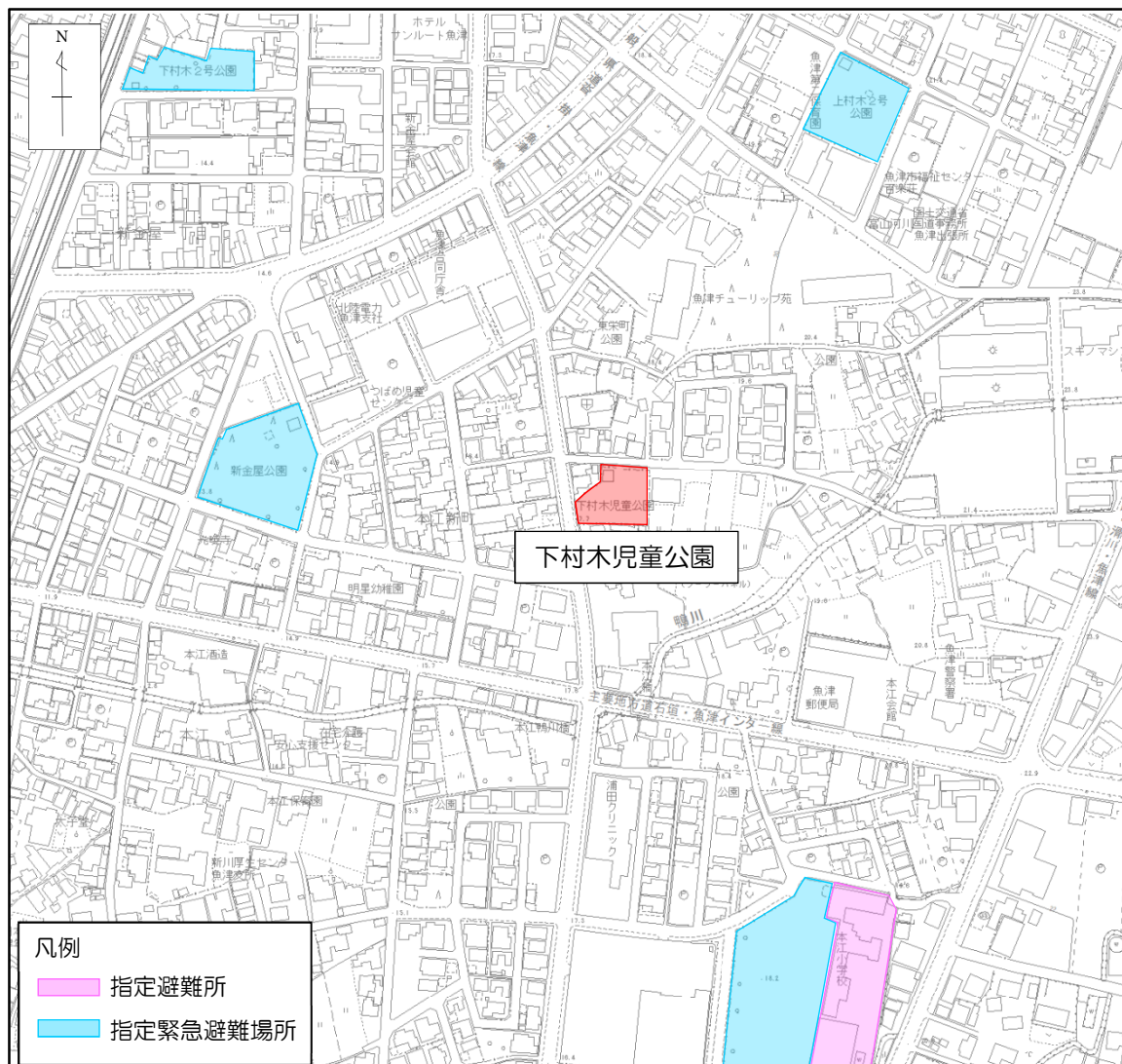
解説：近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域。

工場・倉庫等で一定の要件を超えるものの立地が制限されます。

(4) 避難所の指定状況

下村木児童公園は、魚津市地域防災計画上の避難場所等には指定されていません。

公園周辺の指定緊急避難場所、指定避難所（5000分の1）



※指定緊急避難場所

解説：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所。

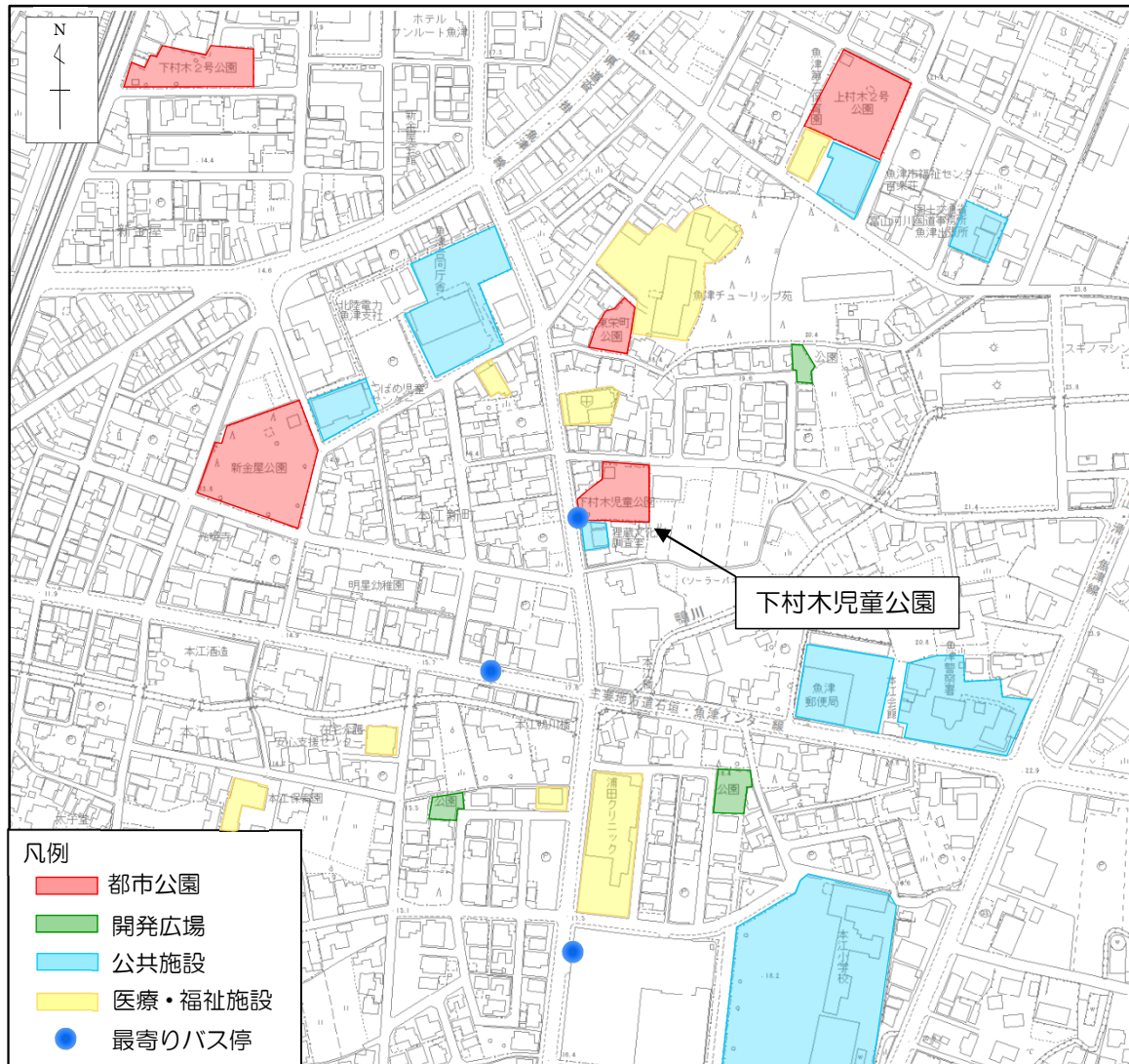
※指定避難所

解説：災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。

(5) 周辺施設の立地状況

下村木児童公園は市道魚津駅友道線に面した街区公園であり、近隣の主要施設には北側に魚津合同庁舎、南東側に魚津警察署や魚津郵便局があります。公園南側の都市計画道路（本江新町～友道西交差点）が完成してからは周辺には新しい住宅地や店舗が立地し、市内でも比較的賑やかな地域に位置しています。

公園の周辺施設（5000分の1）



周辺施設

- ・よつば小学校 約 400m
- ・魚津警察署 約 370m
- ・魚津郵便局 約 270m
- ・バス停（市街地巡回ルート：下村木児童公園前） 約 0m
- ・バス停（坪野ルート：本江新町） 約 200m
- ・バス停（上野方ルート：大阪屋本江店前） 約 300m
- ・東栄町公園 約 150m
- ・新金屋公園 約 250m

2. 公園施設の現況

(1) 遊戯施設

砂場 	整理番号	1-1
	整備年度	1998 年
	処分制限期間	15 年
	使用見込期間	36 年(参考値)
	健全度(R2 調査)	C
踏み板式ブランコ 	整理番号	1-2
	整備年度	1998 年
	処分制限期間	15 年
	使用見込期間	36 年(参考値)
	健全度(R2 調査)	C
滑り台 	整理番号	1-3
	整備年度	1998 年
	処分制限期間	15 年
	使用見込期間	36 年(参考値)
	健全度(R2 調査)	C

※処分制限期間

解説：「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づく制限を受ける期間。

※使用見込期間

解説：公園施設ごとのライフサイクルコストを算定するため、実際に使用が可能と想定される使用期間の目安として設定する期間。

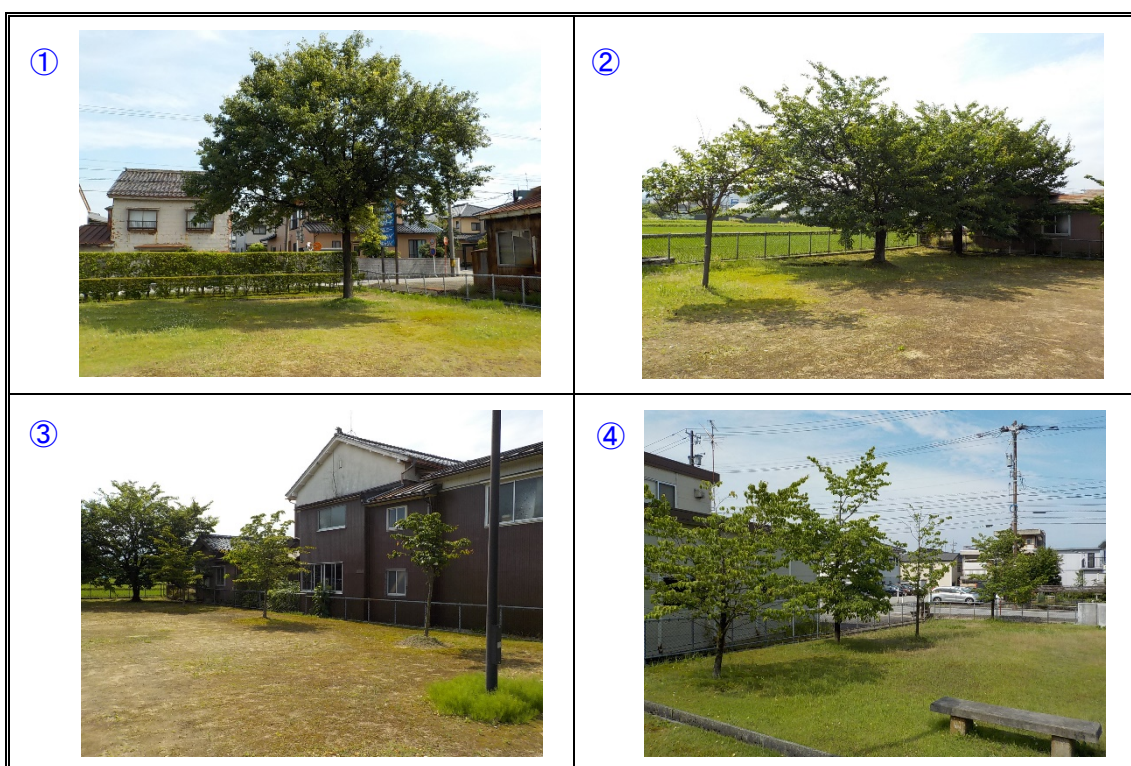
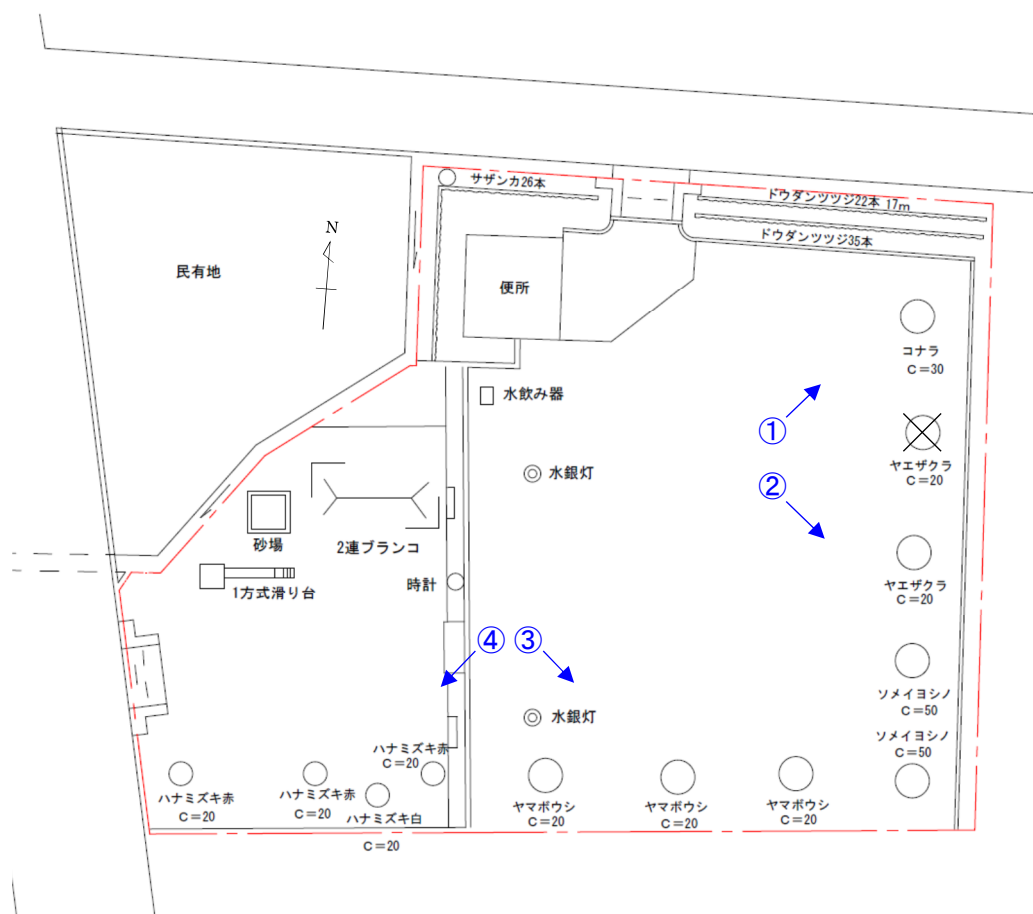
※健全度

解説：健全度調査で得られた情報をもとに、公園施設の補修、もしくは更新の必要性について行う総合的な判定。A～Dの四段階評価。

ランク	評価基準
A	• 全体的に健全である。 • 緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの。
B	• 全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。 • 緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの。
C	• 全体的に劣化が進行している。 • 現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの。
D	• 全体的に顕著な劣化である。 • 重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは緊急な補修、もしくは更新が必要とされるもの。

(2) 植栽

下村木児童公園の東側にはサクラ、南側にはヤマボウシとハナミズキが植栽されています。北側はサザンカとドウダンツツジによる生垣となっており、毎年、刈込作業を実施しています。



(3) 便益施設

トイレ



整理番号	1-7
整備年度	2001 年
施設概要	RC 造平屋建 A=34.79 m ²
男子	小×1、洋式×1
女子	洋式×1
多目的	洋式×1
処分制限期間	50 年
使用見込期間	60 年（参考値）
健全度(H30 調査)	C

水飲み器



整理番号	1-5
整備年度	1998 年
処分制限期間	15 年
使用見込期間	30 年(参考値)
健全度(H30 調査)	B

時計塔 	整理番号	1-6
	整備年度	1999 年
	処分制限期間	15 年
	使用見込期間	30 年(参考値)
	健全度(H30 調査)	B

(4) 休憩施設

ベンチ (全2基) 	整理番号	1-4-1~2
	整備年度	1997 年
	処分制限期間	47 年
	使用見込期間	47 年(参考値)
	健全度(H30 調査)	B

(5) 広場

下村木児童公園の東側には約 30m×20m の広場があり、軽いボール遊びを行うことができるスペースとなっています。西側の遊具周辺は排水路を境に広場から一段低くなっているものの、約 15m×10m のスペースがあります。



3. 占用・設置許可の状況

下村木児童公園には、令和3年4月時点で占用・設置許可を受けて設置されている物件はありません。

解説：

占用許可…公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設ける場合

設置許可…公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理しようとする場合

4. 公園利用状況

(1) 行為の許可、イベント等の実施状況

下村木児童公園では、近年、行為の許可に関する申請はありません。

解説：

行為の許可…都市公園において次に掲げる行為を行う場合。

- (1) 物品を販売し、又は頒布すること。
- (2) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- (3) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (4) 興行を行うこと。
- (5) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

(2) その他の利用状況

- ・魚津市公園里親制度実施要綱に基づく里親登録0件
- ・利用者を見かけることがあまりない。
- ・夏休み期間には、児童のラジオ体操場所として利用されている。

(3) 利用上の課題

- ・日光を遮る場所にベンチが無い。
- ・広場の水はけが悪い。
- ・公園北側は生垣と柵で多重に囲われているため、閉鎖的な印象を受ける。
- ・遊具の利用頻度は少ない。
- ・周囲の柵が低く、ボール遊びに不安を感じる。

(4) 利用者の傾向

◎アンケート及びヒアリング調査

公園・緑地の整備や維持管理に関する意見・要望等について、身近な公園の主な利用者である小学生（保護者）や中学生、周辺住民を対象に、学校・町内会を通じたアンケートと訪問によるヒアリング調査を実施しました。

・アンケート調査

平成 30 年度実施 市全域対象 有効回答数 459 票

・ヒアリング調査

平成 30 年度実施 市内の公園周辺住民からの聞き取り 56 人

◎調査結果概要

○アンケート調査

- ・過去 1 年間に下村木児童公園を訪れたことがある（複数回答可）

全体の 4.8%（特によく利用する 1.0%）

- ・下村木児童公園を特によく利用すると回答された方が、身近な小さな公園を利用する目的（複数回答可）

・休憩・語らい・リフレッシュ	2 票
・スポーツや野外リクリエーション	2 票
・散歩・軽い運動	1 票
・子どもを遊ばせる	1 票
・行事やイベントの参加	1 票

- ・過去 1 年間に下村木児童公園を訪れたことがある方が、身近な小さな公園に期待する役割（複数回答可）

・休憩・語らい・リフレッシュ	2 票
・子どもを遊ばせる	1 票
・地域行事やイベント	1 票
・災害に備えた防災空間・避難場所	1 票
・良好な景観の形成	1 票

○ヒアリング調査

- ・周辺住民が、身近な公園で許可してもよいと思う行為（対象：街区公園 23 箇所）

・ボール遊び	84%
・音楽・ダンス	61%
・スケートボード	32%
・ペット	68%
・ラジコン	43%
・バーベキュー	38%
・手持ち花火	63%

5. 公園の将来像と取組方針

(1) 目指すべき姿

令和3年6月から令和3年10月までに実施した、下村木児童公園のある本江地区の住民等との協議の結果、公園の目指すべき姿を次のように定めます。

ボール空間のある、まちなかの憩いの公園

(2) 取組方針

公園の施設ごとの取組方針は、維持管理方針、機能再編方針、改修整備方針として、それぞれ次のように定めます。

○維持管理方針

遊戯施設

専門業者による定期点検（年1回）を実施し、遊具の安全を図ります。

適宜、日常点検を行い、部材の腐食や部品の脱落を発見した場合は速やかに対応し、適切な管理に努めます。

植栽

北側の生垣は、例年、造園業者への業務委託により管理されています。

その他の中高木については、植栽毎の特性を考慮しつつ、生育状況に応じて適切に管理を行います。

便益施設

トイレ

例年、業務委託により週2回清掃を実施しており、今後も継続していきます。設備等に異常が発生した場合は、速やかな対応に努めます。

水飲み器

日常点検や5年毎の健全度調査を実施し、適切な管理に努めます。

休憩施設

ベンチ

日常点検や5年毎の健全度調査を実施し、適切な管理に努めます。

広場

当公園は年3回、業務委託による除草を実施しています。

今後、公園里親制度等により多様な主体に公園の運営管理に参加して頂けるよう、情報の発信や環境整備に努めます。

その他

フェンス

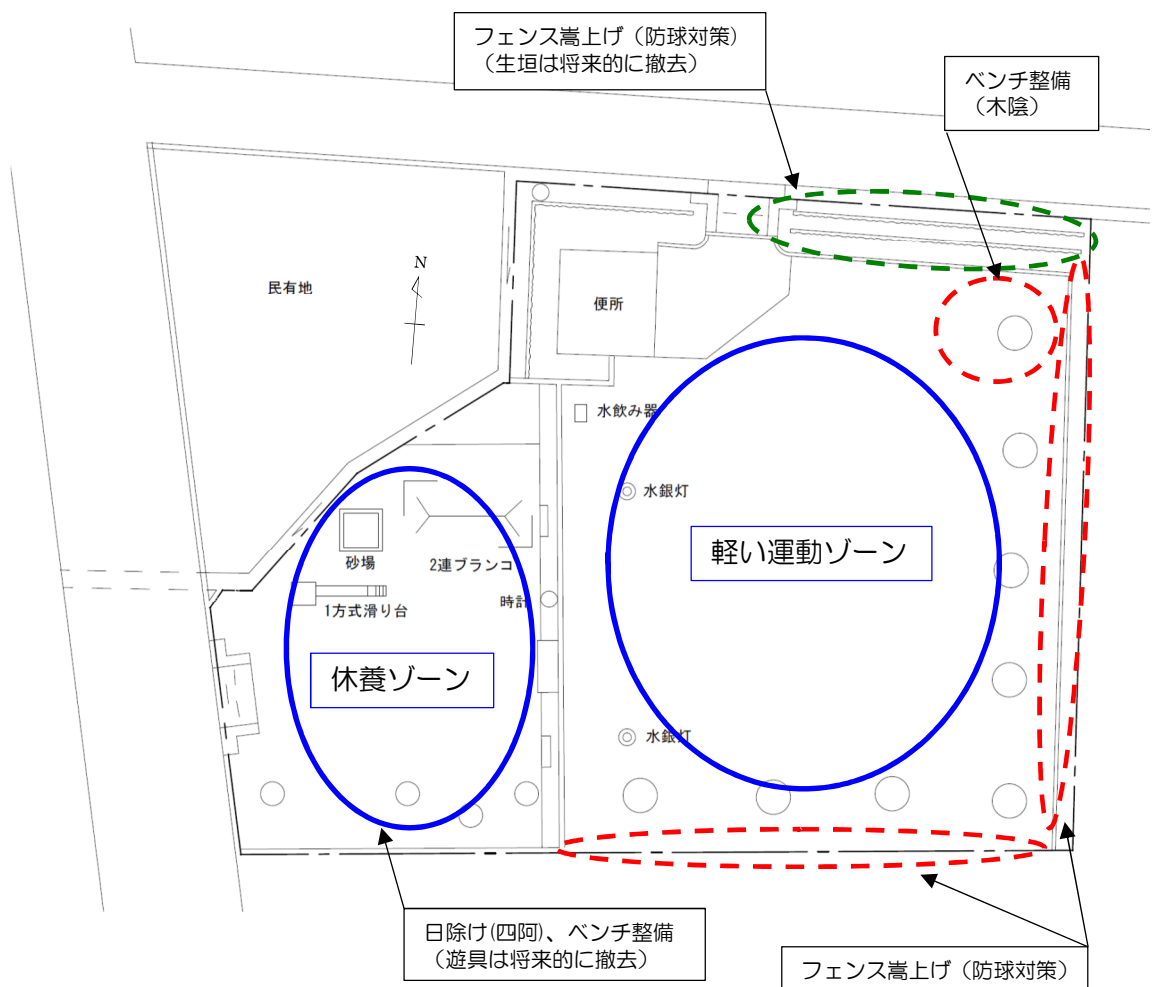
日常点検や5年毎の健全度調査を実施し、適切な管理に努めます。

○機能再編方針

公園の目指すべき姿を実現するため、近隣の街区公園との機能分担により、当公園の山側のスペースは「軽い運動」、海側のスペースは「休養」を主な機能として施設の再編を図る方針とします。

既設遊具の「遊び」の機能は、将来的に近隣の他公園へその機能を集約し、公園前面の幹線道路から、利用者が運動している様子や住民が憩う様子を見かけることができる、地域の賑わいと暮らしやすさを示すスペースとしてふさわしい空間を目指します。

(再編イメージ案)



○改修整備方針

遊戯施設

専門業者による点検により、老朽化等のため遊具の使用継続が困難と判断された場合は直ちに使用禁止とし、速やかな撤去に努めます。撤去後は、公園利用者の「休養」のためのスペースとして再整備を図ります。

植栽

公園北側の生垣は、道路側からの見通しを妨げ、利用者に防犯上の不安を生じさせる面があることから、撤去してフェンスへの変更を検討します。

その他の中高木については、引き続き、生育状況に応じた適切な管理を行います。

便益施設

トイレ

2001 年建設であり、使用見込み期間は 60 年間であることから、当面現状維持することとします。設備等に異常が発生した場合は、速やかな対応に努めます。

水飲み器

健全度調査等により更新が必要になった場合には、公園全体の施設配置を考慮しつつバリアフリー化を図るなど、様々な利用者に対応することのできる施設の整備を図ります。

休憩施設

ベンチ

健全度調査等により更新が必要になった場合には、公園利用者の「休養」や「運動」に適した仕様や配置になるよう留意して再整備を図ります。

日よけ・四阿

幅広い世代の利用者が、天候に左右されず公園で「休養」することが出来るよう、日よけや四阿の新設を検討します。

広場

公園山側にある広場は、軽いボール遊びが出来るスペースとして再整備を図る方針とします。現状、広場には苔の生育が散見され、水はけに難があると考えられることから、併せてその解消を図ります。

その他

フェンス

公園山側にある広場の再整備に合わせ、フェンスの一部嵩上げなど周辺への防球対策を検討します。

6. 公園の管理運営

利用者や近隣住民の生活の安全を図るため、公園の管理上、公園毎に公園利用ルールを設定する場合があります。

魚津市都市公園条例第5条では、以下の(1)～(9)を禁止行為として規定しています。

- (1)都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2)竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3)土石、竹木等の物件を堆積すること。
- (4)土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- (5)動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6)市長が指定した場所以外の場所でたき火をすること。
- (7)市長が指定した立入禁止区域内に立ち入ること。
- (8)市長が指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- (9)はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。

上記のほか、魚津市の公園では他の利用者の安全性や快適性を考慮して、「花火」、「犬の連れ込み」、「敷地の狭い公園でのボール遊び」等については原則控えて頂くよう、また、子ども等への「受動喫煙防止」にご協力をお願いしています。

下村木児童公園には令和4年2月時点で上記以外に独自の公園利用ルールは設定されていませんが、公園利用ルールを新たに設定する必要がある場合は、町内会等と協議のうえ検討していきます。